

フォレストワーカー確保・雇用強化支援事業補助金等のご案内

i 事業概要

本事業では、長期的な林業への就業・定着を応援するため、林業就業者への支援給付金を支給します。

また、林業経営体が新たに就業者を雇用する際の装備品等の購入費や福利厚生サービス加入費用の一部を補助します。

🕒 申請期限

9月18日（金）

必着

申請方法

林業振興課又は市ホームページから申請書入手し、必要事項を記入の上、関係書類を添えて同課へ（直接持参可）

● 補助金等の種別・交付対象者

1 就業者支援給付金

支給対象：林業就業者

市内の林業経営体に就業している方を対象に給付金を支給

👤 対象者（すべての要件に該当すること）

✓ 正規雇用の方（非正規、外国人（技能実習生）は対象外）

✓ 就業1年目から10年目までの方

※ これまで別の林業経営体で就業していた方は、過去の正規雇用での就業期間の通算とします。

✓ 令和9年3月31日時点で50歳未満の方 等

※ 支給開始年度の時点で50歳未満であれば、その後に50歳以上に達しても、就業10年目まで給付の対象となります。

👤 就業者支援給付金 支給額一覧

※途中で就業した場合は月数に応じた額

就業年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
年額	36万円	32.4万円	28.8万円	25.2万円	21.6万円
就業年数	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
年額	18万円	14.4万円	10.8万円	7.2万円	3.6万円

2 新規就業者雇用支援

補助対象：林業経営体

新規雇用に伴う装備品購入費や講習・研修などに係る費用を補助

👤 対象者（すべての要件に該当すること）

補助事業年度において、次に該当する林業就業者を新たに雇用する林業経営体

1 補助事業年度の3月31日時点において50歳未満の方

2 森林施業に従事する方（事務職は対象外）

3 正規雇用の方（非正規、外国人（技能実習生）対象外）等

✓ 対象費用

装備品（チェンソー、防護服等）の購入費、研修費等

補助率

事業費の1/2以内（上限50万円/人）

3 就労環境整備支援

補助対象：林業経営体

福利厚生サービス加入に係る費用を補助
（ハッピーワークいわき、ベネフィット・ステーションなど）

👤 対象者

補助事業年度において、常時雇用する従業員を福利厚生サービスへ加入させる林業経営体

※ 常時雇用する従業員の年齢上限はなし 等

✓ 対象費用

福利厚生サービス加入に係る入会金及び年会費
（初年度のみ）

補助率

事業費の1/2以内（上限1万円/人）

📞 お問い合わせ・提出先

いわき市 農林水産部 林業振興課

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

TEL：0246-22-1181 FAX：0246-22-1192

ringyoshinko@city.iwaki.lg.jp

→申請書入手など
詳細は市HPを
ご覧ください

